

**【表紙】**

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦 〒107-0051
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年10月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 1【発行者に関する事項】

発行者の名称	西松建設株式会社
証券コード	1820
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

## 3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年9月15日（提出日：平成26年9月19日、変更報告書No.6）
訂正内容	平成26年9月19日に提出をしました変更報告書No.6（報告義務発生日：平成26年9月15日）について、以下の訂正がありましたので訂正報告書を提出致します。  1[提出者（大量保有者） / 1]  ( 4 ) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]：借入の相手方を変更する。

1[提出者（大量保有者） / 1]

( 4 ) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

訂正箇所は \_ \_ で表示しました。

## (訂正前)

( 4 ) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入 GOLDMAN SACHS INTL から 139,000株。当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。  
消費貸借契約 Goldman Sachs 証券 13,000株借入。

## (訂正後)

( 4 ) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入、Deutsche から 139,000株。当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。  
消費貸借契約 Goldman Sachs 証券 13,000株借入。